

○屋外広告業登録事項の変更に必要な書類(変更事項が複数ある場合は、該当する書類全てが必要です。)

1 変更届提出の際の共通事項

- ・ 副本の返付を望む場合は、書類を2部提出のこと。
- ・ 副本の返付を郵送で望む場合は、返信用の封筒（切手が貼られたもの）
- ・ 委任状（申請者以外の行政書士などの方が申請を代行される場合は必要になります）
- ・ 変更年月日から30日以上経過している場合は、遅延理由書が必要（詳細は第14号様式の記入例に記載）

2 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者名に変更がある場合

- ・ 屋外広告業登録事項変更届（第14号様式）
- ・ 個人の場合：住民票の抄本（個人番号（マイナンバー）の表記がなく3ヶ月以内のもの）
- ・ 法人の場合：登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）

3 営業所名称及び所在地に変更がある場合

- ・ 屋外広告業登録事項変更届（第14号様式）
- ・ 法人の登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）※商業登記の変更が必要な場合に限りです。

4 法人の役員氏名に変更がある場合

- ・ 屋外広告業登録事項変更届（第14号様式）
 - ・ 法人の登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）
 - ・ 誓約書（第12号様式）
 - ・ 略歴書（第13号様式）
- ※役員退任のみ変更の場合は不要

5 法定代理人に変更がある場合（申請者が未成年である場合）

- ・ 屋外広告業登録事項変更届（第14号様式）
- ・ 誓約書（第12号様式）
- ・ 略歴書（第13号様式）
- ・ 法定代理人（個人）の住民票の抄本（個人番号（マイナンバー）の表記がなく3ヶ月以内のもの）、もしくは法定代理人（法人）の登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）

6 業務主任者氏名及び業務主任者が業務を行う営業所の名称に変更がある場合

- ・ 屋外広告業登録事項変更届（第14号様式）
- ・ 業務主任者が有資格者であることを証する書面（屋外広告士証や屋外広告物講習会修了証等の写し）
- ・ 業務主任者の住民票の抄本（個人番号（マイナンバー）の表記がなく3ヶ月以内のもの）